

# 弁護士費用の概略/着手金,報酬(相場)

河原崎法律事務所ホーム > 弁護士費用 >  
Lastupdated 2015.6.5mf

弁護士費用は、時間制(タイムチャージ制)と事件単位で経済的利益を基準にして計算する方法があります。  
時間性は、1時間1万円から5万円位(よくいわれる30分 5千円は、初回の相談のみです)します。  
依頼者から見た場合、時間制は弁護士費用がいくらになるか予測が難しく(裁判が長くなると、弁護士費用は増えます)、危険でしょう。  
経済的利益を基準とする方法では、弁護士費用の支払い時期は、事件の着手時(着手金)と、終了時(成功報酬)です。  
成功報酬は、成功した場合のみ発生します(敗訴の場合は不要)。  
だいたいの弁護士費用(相場、目安)は以下の通りです(これに消費税がプラスされます)。  
概ね、報酬会規(平成16年3月31日廃止されましたが、多くの弁護士が使っています)に従っています。

事件ごとの弁護士費用の概略表

| 内容                            | 弁護士費用(消費税別)  | 参考  |
|-------------------------------|--|---|
| 相談                            | 初回<br>個人:30分 5千円<br>法人:30分 5千円   | スポット契約<br>法律相談当日に、事件を受任し、着手金をお支払い戴く場合は、当日の法律相談料は無料です。 |
|                               | 2回目以降<br>個人:30分 1万円<br>法人:30分 1万円  | 法律相談の際は、関係資料をご持参下さい。                                  |
| 内容証明郵便作成・<br>発送(その後の交渉<br>は別) | 本人名義<br>簡単な内容:1万円<br>複雑な内容:<br>1万5千円~2万円<br>くらい                          | -   |
|                               | 弁護士名義<br>簡単な内容(2枚ま<br>で)<br>3万円<br>複雑な内容(3枚以<br>上)<br>4万~5万円くらい<br>3万円位~ | -   |
| 文書作成 / 契約書作<br>成              | 公正証書にする場<br>合は、基本料金に3万<br>円<br>をプラスする                                    | 公正証書遺言作成は、実費を入れて15<br>万円~17万円くらい                      |
| 交渉(示談交渉)                      | 着手金:10万円位<br>~   |   |
| 裁判                            | 報 酬<br>着手金:30万円位~<br>報 酬   | 弁護士費用(報酬)計算機<br>経済的利益額を基準                             |
| 不動産訴訟                         | 着手金:30万円位~<br>報 酬<br><br>境界確定訴訟<br>着手金:40万円~60<br>万円                     | 不動産事件の弁護士費用   |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
|           | 報酬:40万円～60万円<br>共有物分割訴訟<br>取得額の3分の1を<br>経済的利益として計<br>算する    |   |
| 交通事故訴訟    | 着手金:20万円位～<br>報酬<br><br>調停<br>着手金:20万円くら<br>い<br>報酬:20万円くらい | 加害者が保険に加入している場合は、支<br>払いが確実なので、着手金を低額にする<br>ことが多い。<br>交通事故事件の弁護士費用<br><br>離婚調停事件が終わったが、高い弁護士<br>費用を請求されているを参照   |
| 離婚        | 離婚訴訟<br>着手金:30万円～50<br>万円<br>報酬:30万円～50<br>万円               | 離婚事件で高い弁護士費用を請求された<br>および<br>離婚の他に、財産分与、慰謝料の問題が<br>あると、報酬につき、左の金額に、取得金<br>額の10%を加算する<br>養育費、婚姻費用については、2年分の<br>10%(法テラスの基準と同じ)～15%を<br>加算する。<br>離婚事件の弁護士費用を参照。 |
| 相続/遺産分割事件 | 着手金:40万円位～<br>報酬  | 遺産分割事件の弁護士費用を参照   |
| 顧問料       | 月額3万円位(小規<br>模)～<br>月額5万円位(中規<br>模)～                        | 会社の規模、相談件数により異なる  |
| 自己破産      | 着手金:20万円位～  | 自己破産申立の弁護士費用参照  |
| 債務整理      | 着手金:債権者数×<br>2万円(最低5万円)<br>報酬:着手金と同じ<br><br>(分割払い可)         | 債務整理と自己破産の弁護士費用参照   |
| 刑事        | 着手金:30万円～<br>報酬   | 刑事事件の弁護士費用参照  |

全国の弁護士約1000人の弁護士費用の実態を(アンケート)調査した 弁護士費用の目  
安があります。東京は、若干、高いです。  
弁護士は、依頼人に対して、報酬について説明する義務があります(弁護士職務基本規  
程29条、弁護士倫理36条)。  
弁護士費用に関するトラブルの調整機関として、弁護士会における 紛議調停委員会  
があります。費用は無料ですので、ご利用ください。

弁護士事務所宛メール

東京都港区虎ノ門3丁目18-12-301(神谷町駅1分)河原崎法律事務所 電話 03-3431-7161